

令和4年度愛知県認知症対応型サービス事業開設者研修 募 集 案 内

1 目的

認知症介護を提供する事業所を代表する立場にある者に対し、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得するための研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 募集内容等

(1) 受講対象者

県内（名古屋市を除く。）の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者又は代表者になる具体的な予定のある者。

(2) 日 程

- ・講義 令和4年1月22日（火）
- ・現場体験 令和4年1月23日（水）から2週間以内の任意の1日

(3) 会 場

- ・講義 愛知県自治センター12階 E会議室（名古屋市中区三の丸2-3-2）
- ・現場体験 原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所とする。

(4) カリキュラム

別紙のとおり

(5) 定 員

30名

(6) 費 用

研修参加費用は、受講料と教材等にかかる費用となります。

なお、負担費用については、受講決定通知の際に御案内します。

3 申込方法等

(1) 申込方法

別紙の受講申込書を、事業所が所在する市町村（保険者）の介護保険サービス事業所に係る指定所管部署に**令和4年9月22日（木）【必着】**までにお申込みください。

なお、お申込み等に関する詳細については、各市町村（保険者）へお問い合わせください。

(2) 受講決定

申込者数が定員を超えた場合は、愛知県で選考により決定させていただきます。

なお、受講の可否については、市町村（保険者）経由で事業所へ10月下旬に通知します。

また、受講決定後の変更は原則認められません。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 研修の2週間前からの検温をお願いします。

(2) 研修当日に検温を実施します。

なお、37.5度以上の方については、受講をお断りする場合もあります。

(3) マスクを持参し、常時マスク着用をお願いします。

5 その他留意事項

(1) 研修会場へは、公共交通機関を利用してお越しください。

(2) 全ての講義に出席した方（遅刻・早退不可）で、現場体験の実施及び研修終了後のレポートを提出した方に対し、愛知県知事の修了証書を交付します。

(3) 自法人が運営する事業所において現場体験ができない場合は、ご自身で受け入れ可能な現場体験先を探していただくことになります。

(4) 本研修の受講対象となる代表者とは、基本的には法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当します。ただし、法人の規模によって、地域密着型サービス事業部門の責任者

などを代表者として認められる場合（全国に事務所を有する法人等で、担当事業部が明確に位置付けられているなど）もありますので、詳細は関係市町村（保険者）にお問い合わせください。

- (5) 以下の研修を修了している場合は、本研修を修了したものとみなされます。
- ①平成17年度に実施された認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修
(※17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの)
 - ②平成12年度から平成16年度の間に実施された旧実務者研修（基礎課程または専門課程）
(※12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたもの)
 - ③平成12年度から平成17年度の間に実施された認知症介護指導者養成研修
(※12年局長通知及び12年課長通知並びに17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの)
- (6) 受講者決定後の受講のキャンセルは受講日の2週間前までに各市町村（保険者）を通して愛知県へ申し出てください。それ以後のキャンセルは原則として認められません。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い研修の延期又は変更等がある場合には、受講申込書にご記入のメールアドレス宛て連絡するほか、愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>) へ掲載しますので、適宜ご確認ください。